

東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針 (中間のまとめ)

(概要版)

2024.10.11

1. 方針策定の背景

東京都では、レッドリスト掲載種が改定の度に増加しており、野生生物の絶滅危険度の高まりが示されている。生物多様性が減少することにより、多様な生態系のバランスが変化し、人類が享受できる様々な恩恵が消失するおそれがある。こうした中、東京都生物多様性地域戦略（2023年改定）では、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、以下の行動目標を掲げている。

東京都生物多様性地域戦略

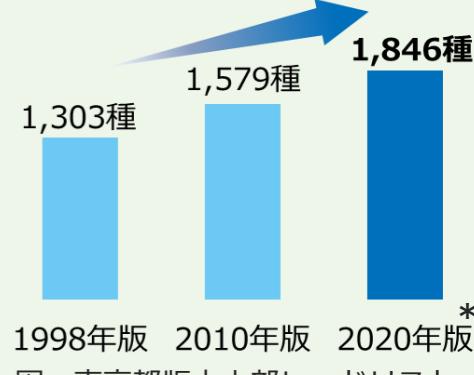
基本戦略Ⅰ：自然環境の基礎情報を基に、現在残る良好な生物多様性を保全し、劣化した生物多様性の回復を図ることで、豊かな自然を後世につなぐ

行動目標

- ▶ 「生物多様性バージョンアップエリア10,000+」
自然地の保全管理、みどりの新たな確保、公園・緑地の新規開園 等
- ▶ 「新たな野生絶滅ZEROアクション」
新たに野生絶滅となる種がゼロとなるように実効性ある取組を様々な主体と共に実施

東京都版本土部 レッドリストの状況

- ・過去約20年間でレッドリスト掲載種が約4割増加
- ・直近の10年間で、植物や昆虫を中心に86種が絶滅種に



左記行動目標の実現に向けて、**保護上重要な野生生物の戦略的な保全の取組が必要**

2. 方針策定の目的

野生生物は、普通種や絶滅危惧種を問わず互いに関係し、つながり合いながら生態系を構成しており、いずれも生物多様性を支える重要な構成要素である。東京都において、これ以上絶滅種を増やすことなく、普通に見られていた種が絶滅危惧種に移行してしまうことを防ぐためには、**絶滅危惧種の保全はもとより、普通種を含む生息・生育環境を適切に保全し、生態系を回復させていく必要がある**。また、現状の危機的状況を開拓するための戦略的な保全方針が求められていることから、本方針では、都内のあらゆる主体とともに、こうした対策を実践していくための基本的な考え方や対応の方向性を示す。

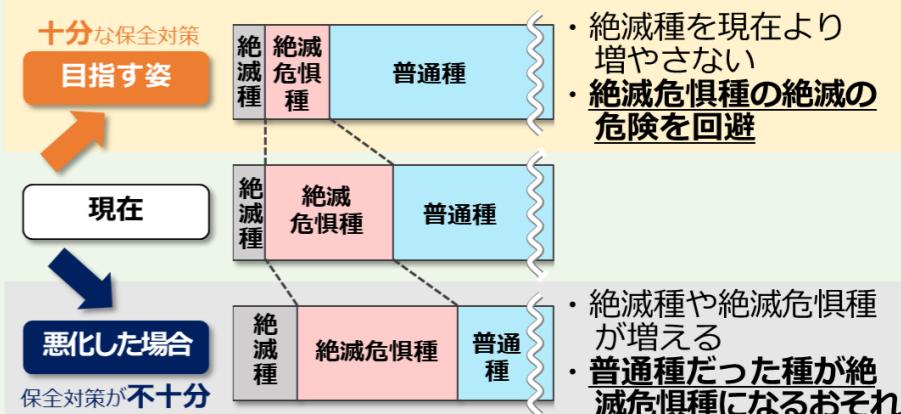


図 「新たな野生絶滅ZEROアクション」実現に向けたイメージ

第2章 野生生物をめぐる現状と課題

1. 野生生物が直面する現状

東京都は、奥多摩や伊豆諸島、小笠原諸島などの大自然から、人の手により保たれてきた二次的自然である里山環境、都心部における公園や緑地、水域等の多様な自然環境を有しており、野生生物の生息・生育環境として機能

東京において野生生物の生息・生育に大きなダメージを与えていたり4つの危機

- (1) 開発など人間活動による危機
- (2) 自然に対する働きかけの縮小による危機
- (3) 人間により持ち込まれたものによる危機
- (4) 地球環境の変化による危機

2. 野生生物の保全上の課題

- (1) 希少種に着目した保全策の限界
- (2) 優先度に応じた保全策の必要性
- (3) 法令等の制度の積極的活用
- (4) 減少要因の把握と対策の拡充
- (5) 野生生物保全に関する課題の認識が浸透していない状況
- (6) 生物多様性情報の不足や散在、専門機関との連携が不十分
- (7) 連携や協働を図るための場が不足

第3章 野生生物の戦略的保全

1. 基本理念

人間活動の影響による野生生物の絶滅を、新たに生じさせない環境づくりやそれを支える仕組みづくりを目指す。

生態系内には多くの生物種が存在し、相互に関係しながらそれらを取り巻く環境の中で安定性を保っている。そのため、種ごとに絶滅回避の手立てを考える「種」に着目した保全の考え方 加え、それらを取り巻く普通種や生息・生育環境等、生態系の構成要素や相互関係、機能等を含む「生態系」に着目した保全に取り組むことで絶滅を回避

取組にあたり

- ・絶滅危惧種が多く生息・生育する生態系や地域の特徴的な生態系を把握
- ・その価値を多様なステークホルダーと共にしながら、保全に向けた取組を推進

2. 戰略的保全の考え方

共通の保全戦略を自然環境の特徴により区分したエリアごとの課題に応じて効果的に実践

共通の保全戦略（第3章）

主要な行動

- | | |
|-----|-----------------|
| 戦略1 | 生態系に着目した保全アプローチ |
| 戦略2 | 種に着目した保全アプローチ |
| 戦略3 | 外来種対策の実践の促進 |
| 戦略4 | 都市における生態系の保全 |

主要行動の原動力となる基盤的な行動

- | | |
|-----|---------------------|
| 戦略5 | 専門知・伝統知等に基づく保全の推進 |
| 戦略6 | 野生生物に配慮した社会・経済活動の推進 |
| 戦略7 | 連携や協働が生み出す効果的な保全の促進 |

エリアごとの保全戦略（第4章）

- | |
|-------------|
| 1. 森林環境エリア |
| 2. 里山環境エリア |
| 3. 都市環境エリア |
| 4. 河川環境エリア |
| 5. 東京湾エリア |
| 6. 伊豆諸島エリア |
| 7. 小笠原諸島エリア |

図 方針の構成

「種」に着目した保全

絶滅危惧種ごとに絶滅回避の手立てを考え、
その種の生息・生育地の保全や個体数を増加させる取組

Point

個体数が極めて少ない絶滅危惧種を絶滅させない有効な手立て
絶滅が危惧されてからの対応となる傾向



<メリット>

- 個体数が極めて少ない種等に有効な手立てであり、その種の生息・生育地の保全や個体数を着実に増加させる取組

<デメリット>

- 種ごとに絶滅回避の手立てを考え対策をとるなど、時間と労力が必要。時に、対応できる種が限定される。
- 普通種や未発見種は、必ずしも保全対象とならないため、絶滅が危惧されてからの対応となる傾向がある。



種とそのハビタットを保全

優先度の提示・共有による保全（規制なし）

- 保護上重要活用な野生生物種の抽出・公表
(種のレッドリスト・レッドデータブック)
- 開発指導等での配慮事項等への活用
- 多様な主体による種の保全の取組促進

法令等による保全（規制あり）

都条例（東京都希少野生動植物種）

「生態系」に着目した保全

絶滅危惧種を取り巻く普通種や生息・生育環境等、生態系の構成要素や相互関係を保全し、生態系の機能等を回復することで絶滅を回避

Point

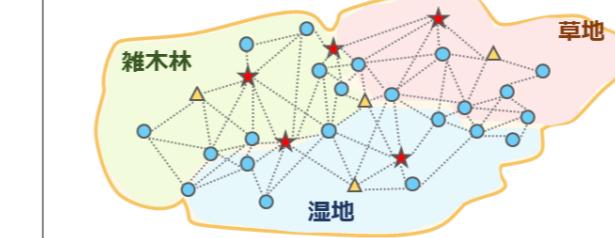
普通種や未発見種を保全できることで、絶滅危惧種への移行を未然に防止。より多くの種の保全につながりやすい。

<メリット>

- 普通種や未発見種への対応や環境への配慮等により、普通種が絶滅危惧種となることを未然に防止
- 種の多様性が高い、異なる環境が連続的に推移し接する場所（移行帯）なども保全対象に含めることができ、より多くの種を保全

<デメリット>

- 個体数が極めて少ない種等に対しては効果が限定的な場合もある。



生息・生育環境を複合的に捉えた保全

例：多様な環境を有する里山環境を保全

優先度の提示・共有による保全（規制なし）

- 保護上重要な生態系の抽出・公表
- 自然地の開発等における環境配慮の促進
- 多様な主体による生態系の保全や自然再生の取組促進

法令等による保全（規制あり）

都条例（保全地域、野生動植物保護地区）
都市緑地法（特別緑地保全地区）ほか

凡例



絶滅危惧種



普通種



未発見種



保全アプローチ

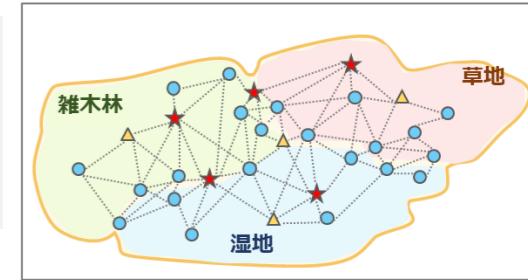


保全される対象



種の相互関係

野生生物の保全にあたっては、生物種やそのハビタットを保全するだけではなく、普通種を含む生態系を支える生物種間のつながりや、生態系が持つ機能及びそのプロセスも合わせて保全していくことが重要。多様な自然の特性を把握しながら保護上重要な生態系を抽出し、生態系の機能等を回復することで絶滅を回避することを目指す。



具体的な取組の方向性

(1) 保護上重要な生態系の抽出・公表

- ・基礎データの収集や分析、抽出基準やスケール、重要度等の評価項目などを検討し、「保護上重要な生態系」を抽出
- ・保全の取組への優先度を共有し、理解と配慮を多様なステークホルダーに浸透
- ・対策の実践と保全効果の検証や評価を行い、更なる保全活動に活用

(2) 法令等による制度を活用した保全

- ・都自然保護条例による保全地域内における野生動植物保護地区の指定をはじめとした各種制度を適用する際、抽出した保護上重要な生態系の情報を活用し、緊急性や重要度に応じた着実な保全を促進
- ・既存の制度等で保全が図られているエリアでは、抽出した保護上重要な生態系等を活用し、優先度に応じた対策の実施を推進
- ・一つの制度で十分に成果を得られない場合には、新たな制度や重層的な制度活用を検討

(3) 優先度の提示や共有による保全の促進

- ・民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域には、国の認定制度への参加を促すとともに、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）の拡大を促進
- ・都市緑地や学校等の施設におけるビオトープ等の再生や創出を行う際、その取組の各主体は、野生生物保全の取組への理解を地域に浸透させ、地域の生態系ネットワークに貢献
- ・公共事業や各種民間事業において生態系や野生生物に関する基礎情報を活用できるよう情報基盤の整備を推進

(4) 保全施策の進め方

- ・継続的調査や科学的知見に基づく実践や検証、その結果をもとに新たな方策を探る、順応的な保全管理を推進
- ・複数の異なる生態系を一つの保全対象として扱うなど、地域全体の生態系のつながりを視野に入れた保全管理を推進
- ・生態系の機能の回復や生態系が有するプロセスを保全管理の手法として導入
- ・良好な生態系をモデルとして保全管理に関わる情報発信、野生生物保全に取り組む市民等への普及啓発等、協働に向けた仕組みづくりを検討

戦略2 「種」に着目した保全アプローチ



すでに絶滅に近づいている種など、対策の緊急性が高い種は、絶滅危惧種ごとに絶滅回避の手立てを考える「種」に着目した保全が不可欠。各種法令等に基づく制度を活用し、保護対象の種や生息・生育場所を指定する等により、対象種の個体数や個体群を維持・回復させる生息域内保全や、自然の生息・生育地以外において人の管理下で個体や遺伝資源の保存を行う生息域外保全などに取り組む。

具体的な取組の方向性

(1) 法令等による制度を活用した保全

- 東京都希少野生動植物種等を都自然保護条例^{*}に基づき指定
保護計画の実践と成果の検証による順応的な保全管理

- 都希少野生動植物種に指定 第39条
→個体の捕獲、採取、殺傷、損傷の禁止 罰則あり
- 都希少野生動植物保護区に指定 第43条
→生息に支障を及ぼす種の放逐、植栽、播種の禁止 罰則あり

※東京の自然の保護と回復に関する条例

- 各種法令の重層的な活用による着実な保全
- 公共事業における保護上重要な野生生物への配慮の促進

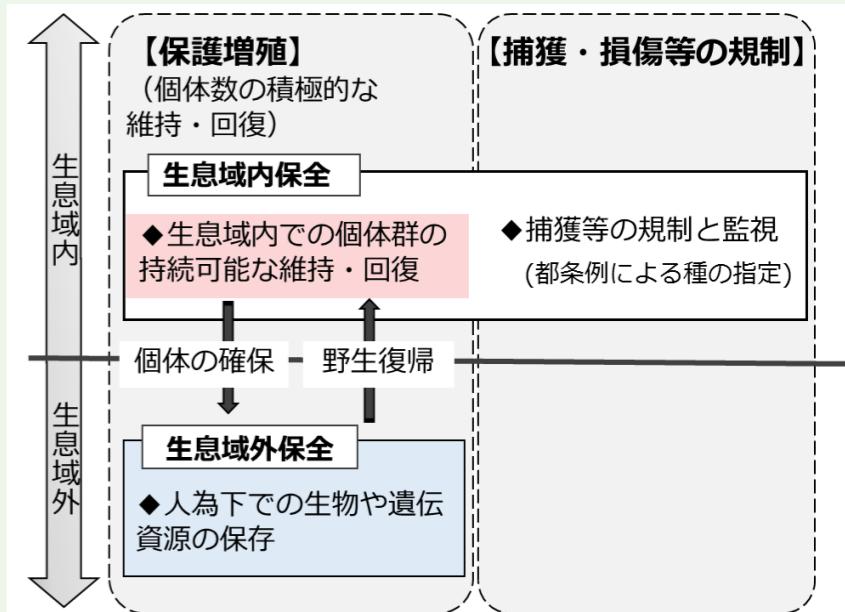
(2) 優先度の提示や共有による保全の推進

- レッドリスト・レッドデータブックの活用（掲載種に対する環境影響評価や開発時における配慮事項の検討等）
- 各公園等の立地や利用動向に合わせたルールの設定による効果的な保全の推進

(3) 保全施策の進め方（生息域内保全・生息域外保全等）

野生生物の減少要因の除去や軽減、生息・生育地の再生等による生息域内保全を優先して進める。

必要に応じて、専門機関や研究機関と連携しながら生息域外保全に取り組む。その際、国等の基準等に則りながら、慎重に進める。



* 絶滅のおそれのある野生生物種の保全略（2014年 環境省）を参考に作成

留意点

- その種の生息・生育環境のみならず、生態系に着目した保全策や自然再生等の対策を組み合わせて検討
- 種の特性や地域ごとの減少要因、分布、遺伝的多様性の状況など、保全の対象とする種の範囲や適切な対策手法を検討
- 実効性のある規制や監視体制を構築

戦略3 外来種対策の実践の促進

侵略的外来種による捕食や競合、遺伝的かく乱等の影響は、保護上重要な野生生物の主要な減少要因となっており対策の効果的な実践が必要。特に、島しょ部では影響が甚大で早急な対策が不可欠。適切な対策による侵略的外来種の新たな侵入や分布拡大の阻止、根絶や低密度化を目指す。

東京から発信 外来種対策から始める都市のネイチャーポジティブ

みんなで実践！TOKYO外来種対策行動3&3

外来種被害予防3原則

- ① 入れない
- ② 捨てない
- ③ 拡げない



外来種対策行動3原則

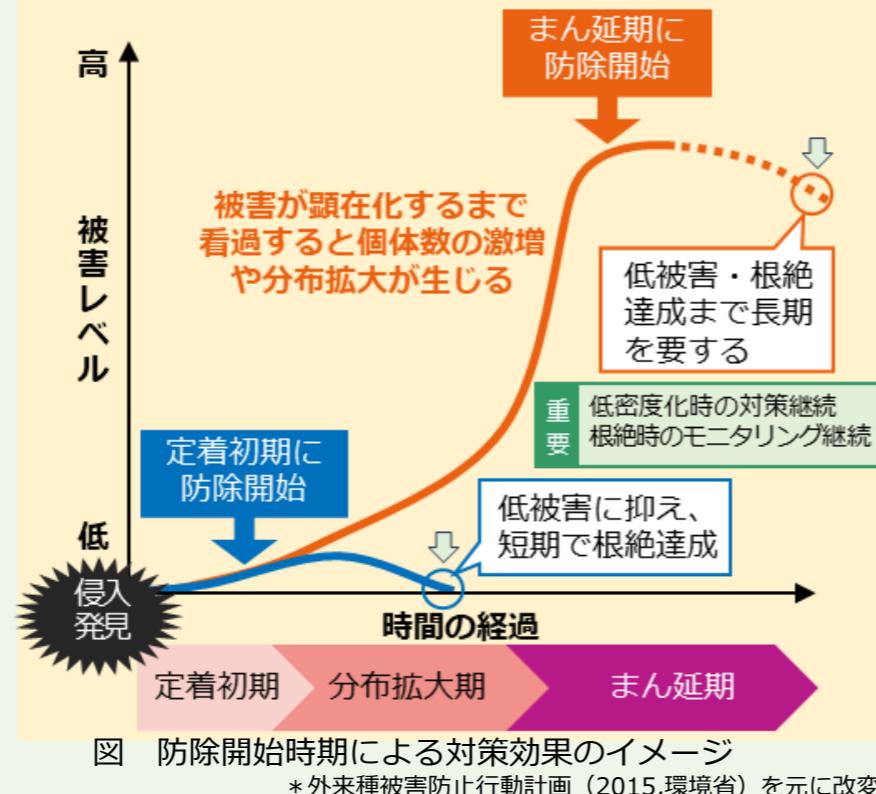
- ① 「いち早く見つける」
- ② 「被害を減らす」
- ③ 「取組を広げる」

地域の特性に適した
外来種対策を協働と
連携により効果的に
実践し、取組を広げて
いく

具体的な取組の方向性

(1) 優先度を踏まえた対策の実施

- ・定着段階に応じた対策の実践
- ・東京都が策定・公表する外来種対策リスト等による優先度の提示や、都版外来種対策被害防止行動計画等による多様な活動主体との連携や協働の推進
- ・保護上重要な生態系での集中的な対策



(2) 予防や水際対策の推進

- ・関係者や国等と連携した港湾・空港等での防疫・監視体制の強化
- ・近隣県との連携を強化し、行政界を越えて侵入・分布拡大する外来種の監視体制及び情報共有の場を整備
- ・市民参加型の外来種調査等を活用した情報収集や初動対応、専門家による調査や分布拡大予測
- ・ペットや観賞魚等の放逐等を防ぐため、条例も活用しながら飼育者への適正な管理を促すための施策や普及啓発の検討
- ・産業に利用される種の適正な管理

(3) 外来種から島しょの自然とくらしを守る

- ・多様なステークホルダーとの連携による住民や観光客等への普及啓発等、多面的な対策の強化

(参考) 環境省新・外来種被害防止行動計画(案、2024年度末改定予定)

目標

- ・定着していない外来種の定着予防
 - ・定着した外来種の防除
- 地方公共団体に求められる役割 ※地域単位での目標・指標を定める
- ・地域単位の戦略的な外来種対策の計画 (全体戦略・条例・種リスト作成)
 - ・地域関係者と連携した外来種対策の実施 (モニタリング、緊急/計画的防除)

都市域では野生生物の生息・生育環境の分断・孤立化が進んでいるが、小規模であっても野生生物の新たなハビタット（野生生物が生息・生育を利用する場）として機能している緑地や人工的な環境もある。野生生物情報を収集・蓄積することで都市域の生態系のポテンシャルを把握し、生態系ネットワークを意識しながら核となる緑地やその周辺において、野生生物の生息・生育地となる環境の保全や創出に取り組む。

市街地における多様な緑地等を 野生生物の生息・生育環境として保全・創出



コアエリア：生物多様性の拠点

コリドー：野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を連結させる生態的回廊

* 東京都生物多様性地域戦略（2023,東京都）を基に一部改変

具体的な取組の方向性

(1) 都市域の野生生物総点検

- 大都市の利点を活かした市民参加型の野生生物調査等も活用し、野生生物の生息・生育地の現況やポテンシャルを評価するための現況把握を実施
- 都市域における公園等公共緑地における現況調査の促進と活用

(2) 豊かな自然を有する地域を保全

- 都自然保護条例に基づく保全地域の指定や公有地化を進め、貴重な湿地などの水辺環境を有する緑地の保全を強化

(3) 地域に根付いた屋敷林等の民有緑地の保全

- 特別緑地保全地区への指定を促すことや、区市町村による買取り及び整備の支援を行うなど、屋敷林等の民有地における緑地の公有地化の推進

(4) 公共事業や民間により設置された緑地における生態系の保全

- 開発や都市空間の再編の機会等を捉え新たな緑を創出することや、それらと既存の緑との連なりやまとまりを誘導することで、都市生態系の保全を促進
- 確保された緑地の維持管理における好事例などを次の取組に活用するため、得られたデータやノウハウを蓄積、公表

(5) ハビタットの創出による生態系サービスの享受

- 都市公園や学校等を活用したビオトープ作りなど、小面積の空間を活用した新たなハビタットの創出や人と自然との関わり合いの創出

生物多様性情報の収集・蓄積を進め、科学的知見に基づく正確な課題の把握や、効果的な対策や取組につなげる。また、過去の東京の自然環境の状況を証明する資料の散在や散逸の危機への対応として、自然史資料等の情報収集にも努める。
野生生物の保全の取組を進めるため、専門知に基づく科学的データや知見の活用を進め、専門的知識を持つ人材の関与を実現する。

具体的な取組の方向性

(1) 段階やプロセス、優先度等に基づく保全管理

- 順応的管理（野生生物に関する調査、計画策定、対策実施、モニタリング、対策効果の評価、計画へのフィードバックなど）の流れを着実に推進
- 外部専門家からの評価を受け、結果を現場へフィードバックすることで、効果的な保全策を実践しノウハウを蓄積、事例を他地域の参考になるよう共有

(2) 生物情報の収集・蓄積・活用

- 科学的データに基づく野生生物のオカレンスデータ※や生物多様性に関する情報基盤の整備とデジタル化、専門知に基づく分析・評価

※オカレンスデータ：いつどこにどんな種がいたかを示す情報

- デジタル版東京都野生生物目録等のデータベースの構築、及びいつでもどこからでもアクセス可能な情報基盤の構築
- AIやIoT等の新たな技術を取り入れ、東京の生物多様性に関する課題解決のための調査研究や順応的管理に係る手法の検討

(3) 科学的知見に基づく保全管理の実践と検証

- 市民参加型調査の実施や専門家及び関係機関との連携により、野生生物目録を作成し、東京都版レッドリストや外来種対策リスト等を更新
- 希少野生生物や対策優先度の高い種や生態系については、その生息・生育分布情報をデジタル化し、解析することにより、保護上重要な生態系の抽出や外来種の分布予測等へ活用
- 各研究機関等との連携強化により、保護上重要な野生生物に関する課題の把握や科学的知見に基づく検証、保全の実践を促進

(4) 伝統知・地域知を活用した生物多様性保全に向けた対策の実践と技術の継承

- 人々が長い時間をかけて人と自然の関わり方を模索し、世代を超えて受け継いできた伝統知や地域知の散逸の防止
- 伝統知・地域知を保全管理に携わる多くの主体が積極的に活用していくよう、事例紹介等として取りまとめを実施
- 地域の伝統的な知恵等のデジタル・アーカイブ化を進め、知恵や技術の継承や実践を推進

あらゆる社会・経済活動が野生生物の生息・生育環境に影響を及ぼすため、全ての人間活動において野生生物保全への配慮が求められる。その価値をわかりやすく示し、各主体の野生生物の保全に貢献する行動を促す。

具体的な取組の方向性

(1) 社会・経済活動における野生生物保全への貢献

- ・公共事業や企業活動などにおいて環境や自然資本への影響に配慮する流れをつくっていくため、利用者や消費者に対し、野生生物の保全に配慮した企業活動や事業に対する理解と賛同を促進

(2) 生物多様性に配慮した持続的な農林水産業の推進

- ・農地の保全に向けた支援や多様な目的に応じた農園の整備などにより、農地や農的空間の保全と活用を図る
- ・適切な農薬の使用法等についての普及啓発や助言、環境保全型農業の推進
- ・森林整備の担い手となる林業従事者の確保・育成や林業機械の導入、多摩産材の利用拡大を図ること等による持続可能な森林循環の確立
- ・資源管理を推進するため、調査・評価の充実を図り資源管理に取り組む漁業者を支援

戦略を効果的に実践していくため、都民、NPOやNGO及び企業等の理解や協力を得て、多様な主体による連携や協働を推進することが重要。専門家や関係者等の多面的かつ重層的な関与を進め、社会全体の野生生物への保全意識を高める。

具体的な取組の方向性

(1) 自然共生都市を目指した連携・協働の推進

- ・行政機関や公的機関、企業や市民など多様なステークホルダーの参画を促進、事業内容やその評価を共有する協議の場をつくり、共に解決策を模索
- ・研究機関や教育機関、保全活動団体等の情報や資料等の共有を図るハブ機能を構築、人・情報・フィールドをデジタルとリアルでつなげて協働を促進

(2) 各主体の行動変容を促す仕組み

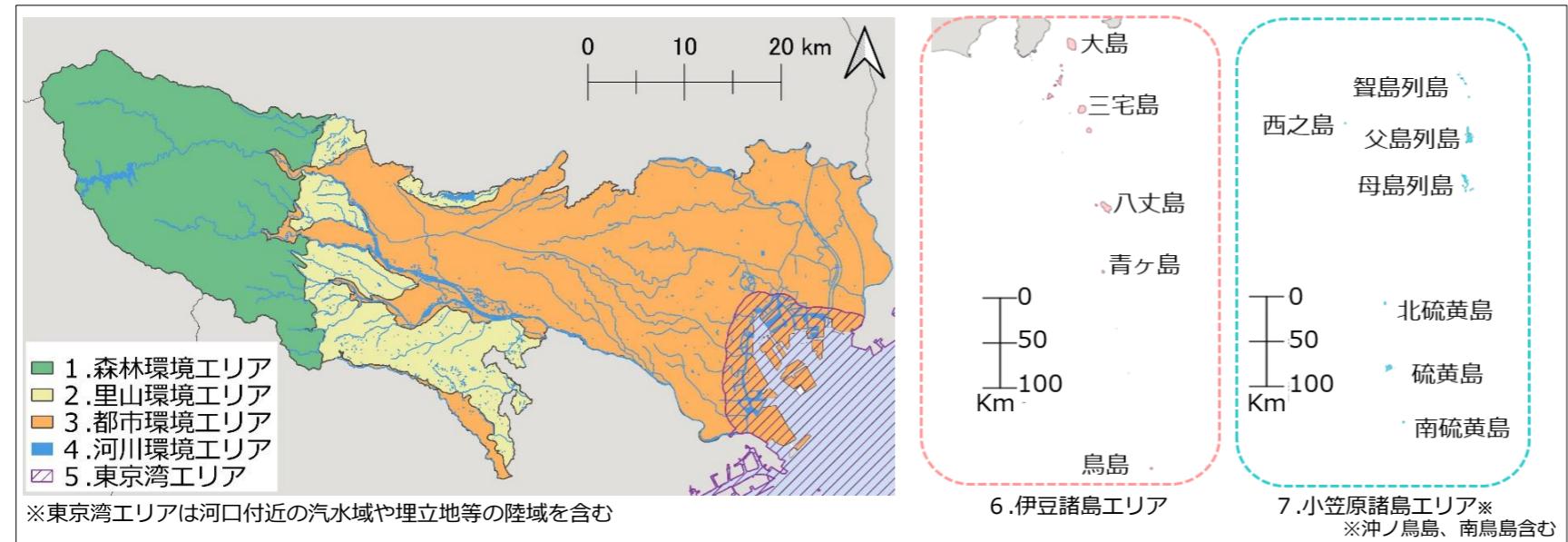
- ・自然環境情報を一元的に収集し、魅力的な発信を行う仕組みづくり
- ・生物多様性の保全に関する情報基盤を整え、保全活動等の具体的な行動を促すための拠点整備を推進
- ・野生生物の情報等を集約し、オープンデータ化することで、多様な主体に向けて生物多様性の価値や地域の自然と文化や暮らしとのつながりについて普及啓発

(3) 環境教育や普及啓発の推進

- ・多くの都民が、野生生物の保全が暮らしや経済と密接に結びついていること等を学び、自分事と捉えられるよう、幅広い世代へ体験や学びの機会を提供
- ・持続的な野生生物の保全の取組を可能にするため、次代を担う若い世代を中心とした環境人材の育成を積極的に推進

東京は多様な環境を有するため、それぞれの環境の特徴に応じた野生生物の保全が必要

東京都の環境を7つのエリアに区分し、各エリアの現状や課題に対して行うべき戦略的保全について、主な取組を以下に示す。



1. 森林環境エリア

東京都の西部に位置する山地で、多くが森林に覆われている地域

【具体的な取組】

- ・保護上重要な生態系や種に配慮した二ホンジ力対策（個体数管理の強化、植生保護柵の設置、対策の効果検証等）
- ・草原の保全や再生（制度や利用ルールの整備等）
- ・森林の管理、過剰な踏圧への対策、盗掘や過剰採取等への対策、保護エリアの設定

2. 里山環境エリア

森林環境エリアと都市環境エリアの間に位置する里地里山

【具体的な取組】

- ・伝統知や地域知にもとづく谷戸の保全管理（保護上重要な生態系の抽出、保全計画の策定、取組の発信等）
- ・外来種対策の実践の促進
- ・担い手の確保や多様な主体との協働と連携

3. 都市環境エリア

人間活動が集中し、都市的環境が優先する地域

【具体的な取組】

- ・野生生物の総点検（現況把握やポテンシャル評価に向けた野生生物調査を実施、結果を生息地の創出に活用）
- ・緑の確保や生態系ネットワーク機能の強化
- ・開発や都市空間の再編に際し新たな緑を創出
- ・外来種対策の実践の促進

4. 河川環境エリア

大河川や中小河川やそれらの河川敷を含む地域、又用水路や河川の源流となる湖を含む

※湧水池や池沼などの水辺環境はそれぞれが存する地形区分に含める。

【具体的な取組】

- ・希少な在来魚類の保全の推進（遺伝的かく乱の防止等）
- ・河川を通じて分布拡散する外来種対策、中下流部の湿地や礫河原の保全の推進

5. 東京湾エリア

沿岸域海岸線を挟む陸域及び海域の地域

【具体的な取組】

- ・保護上重要な生態系である干潟や塩性湿地の保全・再生を強化（植生管理、藻場や湿地・干潟などの再生の取組推進等）
- ・国や近隣自治体との連携強化、モニタリングデータの活用、水質改善に向けた取組

6. 伊豆諸島エリア

海洋域にある伊豆諸島の島々

【具体的な取組】

- ・保護上重要な生態系における保全策の強化（各島の生物相の調査、保全活動が手薄な場所での対策強化等）
- ・外来種の侵入予防策の推進、野生生物の乱獲や過剰な採取の規制
- ・定着まん延している外来種対策（キヨンの個体数管理、優先対策エリア設定の検討）

7. 小笠原諸島エリア

海洋域にある小笠原諸島の島々（沖ノ鳥島、南鳥島を含む）

【具体的な取組】

- ・生態系の修復と固有種等の絶滅回避（世界自然遺産等に関する計画等の方針に基づく自然環境の修復、多様な主体と連携した保全等）
- ・未侵入・未定着の外来種の侵入や拡散防止
- ・自然と結びついた島のくらしや文化の継承
- ・小笠原諸島の価値や保全の必要性に関する情報発信や普及啓発